

## (公財)新潟県スポーツ協会競技水準向上対策事業

### 新潟ジュニア育成事業(国際大会)補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、(公財)新潟県スポーツ協会「競技水準向上対策事業 新潟ジュニア育成補助事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき実施する事業に要する経費について、(公財)新潟県スポーツ協会(以下「本会」という。)が補助するため必要な事項を定める。

(補助の対象者)

第2条 補助の対象者は、本県に在住又は県内小・中・高等学校に在籍するジュニア選手とする。

(対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業は、(公財)日本オリンピック委員会又は中央競技団体からの指名を受け、国際大会に派遣される事業とする。

(対象となる経費)

第4条 補助の対象となる経費は、対象となる選手が指定された大会に参加するためにJOC又は中央競技団体から求められる負担金又は参加料とする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、交付対象経費のうち、予算の範囲内において本会会長(以下「会長」という。)が当該年度事業計画書及び収支予算書等に基づき定めるものとする。

(申請手続き)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、別紙の事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて会長へ申請しなければならない。ただし、第2号にあっては会長がその提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。また、交付決定通知までに実施する事業がある場合は第3号の事業交付決定前着手届(様式第1号-2)を併せて提出すること。

(1) 事業実施計画書・収支予算書

(2) 事業収支予算書に記載の内容を補完する資料(派遣決定通知書写し又は事業実施要項等)

(3) 事業交付決定前着手届

(交付決定通知)

第7条 会長は、補助金の交付申請を受けたときは申請内容を審査の上、補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた事業について、事業内容の変更等により補助金の額を変更しようとするときは、申請者は会長に対し変更交付申請書(様式第3号)を行わなければならない。この場合の手続きは、第6条及び第7条の規定によるものとする。

(事業内容の変更)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた事業について、事業内容を変更する場合には、申請者は事業内容変更承認申請書を会長へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業内容の変更が補助金の額に影響がなく、補助金交付の目的に違反しないものにあつては、この限りでない。

(申請の取り下げ)

第10条 申請者は、第7条の交付内容又は条件に不服があることにより交付申請書を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面(交付申請取下書)を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、当該補助金の事業が完了したとき30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに事業実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて会長へ提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書・収支決算書

(2) 事業収支決算書に記載の内容を補完する資料(請求書・領収書・事業実施要項等)

(額の確定)

第12条 会長は、前条の報告を受けたときは報告書の内容審査及び必要に応じ現地調査を行い、実施した補助事業の内容が第7条の交付決定の内容又は条件に照らして適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し申請者へ通知(様式第6号)する。

(概算払い)

第13条 申請者が概算払請求書(様式第7号)を提出し、会長が必要と認めるときは、交付決定額の一部又は全部について概算払いの額を確定し、概算払決定通知書(様式第8号)により申請者へ通知し、支払うことができる。

(補助金の返還)

第14条 会長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号に該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 補助金の交付を受けた目的以外に補助金を使用したとき

(3) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき

(関係帳簿等の保管)

第15条 申請者は、補助金の対象となった事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類等を事業が完了する会計年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(附 則)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。